

令和6年度実施施策に係る
政策評価の事前分析表

国家公安委員会・警察庁

第1 本事前分析表の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(令和5年6月国家公安委員会・警察庁決定)においては、実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標(基本目標)及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を設定した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、事前分析表を作成し、公表することとしている。

第2 凡例

本事前分析表における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷(改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。)、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷(改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。)を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。

ア 不同意性交等・・・強制性交等並びに刑法第177条の不同意性交等、同法第179条第2項の監護者性交等並びに同法第181条第2項の不同意性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

イ 強制性交等・・・強姦並びに改正前の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等並びに同法第181条第2項の強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

ウ 強姦・・・平成29年改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び準強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷及び集団準強姦致死傷をいう。

(4) 不同意わいせつ・・・強制わいせつ並びに刑法第176条の不同意わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ並びに同法第181条第1項の不同意わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。

(5) 強制わいせつ・・・改正前の刑法第176条の強制わいせつ、同法第178条第1項の準強制わいせつ、同法第179条第1項の監護者わいせつ並びに同法第181条第1項の強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をい

- う。
- (6) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
 - (7) 窃盗犯・・・窃盗をいう。
 - (8) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
 - (9) 風俗犯・・・賭博、おいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。
 - (10) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ め犯少年・・・刑罰法令に該当しないめ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

- ※ 令和元年の各種数値については、平成31年1月1日から4月30日までの数を含む。
- ※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意性交等」は、強制性交等の数値である。
- ※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意わいせつ」は、強制わいせつの数値である。
- ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

- (1) 主な成果（指標・事例）
各業績目標に関し、取組の実施により達成するとした成果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。
- (2) 外部要素等
業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。
- (3) R6ー（数字）
取組に係る令和6年度行政事業レビュー事業番号を示したもの。

第3 政策の体系

基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進
- 業績目標2 現場執行力の強化
- 業績目標3 子供の性被害防止対策の推進
- 業績目標4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標1 重要犯罪等の検挙向上
- 業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標3 組織犯罪対策の推進

- 業績目標1 犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進
- 業績目標3 国際組織犯罪対策の推進

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 業績目標2 運転者対策の推進
- 業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標5 国の公安の維持

- 業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 業績目標3 災害への的確な対処
- 業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標6 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標1 サイバー事案対策の推進
- 業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

基本目標7 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標8 警察活動の基盤の強化

- 業績目標1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化
- 業績目標2 警察情報通信基盤の強化

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

令和6年8月
生活安全企画課
人身安全・少年課

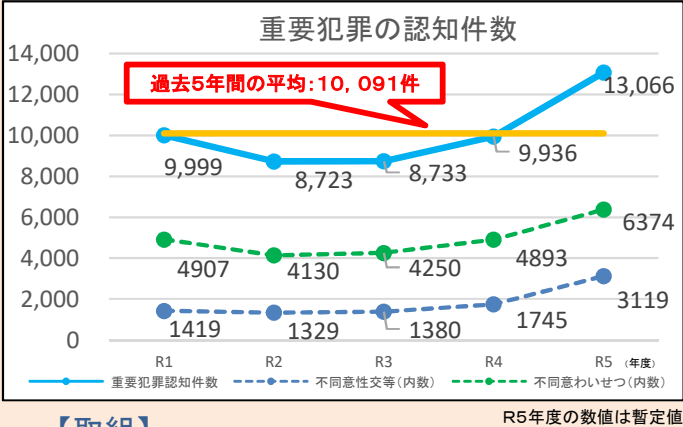
業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標の説明

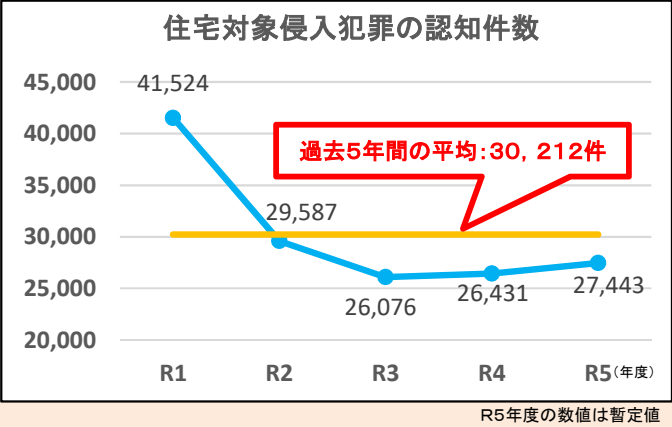
地域の犯罪情勢に即した各種の対策等、総合的な犯罪防止に向けた取組を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

【主な成果（指標・事例）】

① 重要犯罪の認知件数
（達成年：令和6年度）
達成目標：過去5年間の平均値を下回る



② 住宅対象侵入犯罪の認知件数
（達成年：令和6年度）
達成目標：過去5年間の平均値を下回る



人身安全関連事案をめぐる情勢

- 令和5年中、警察に寄せられたストーカー相談等件数19,843件（前年比+712件）、DV相談等件数88,619件（前年比+4,123件）
- 令和5年中、警察から児童相談所に122,806人（前年比+7,044人）の児童を通告
- 令和5年中、ストーカー規制法違反の検挙件数1,081件（前年比+53件）
- 令和5年中、ストーカー規制法に基づく禁止命令等件数1,963件（前年比+219件）

【取組】

- 犯罪防止に向けた取組の推進
 - ・ 的確な犯罪情勢分析の実施
 - ・ 犯罪情報及び地域安全情報の提供
 - ・ 広報啓発及び防犯教育の推進

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - ・ 自主防犯活動の促進
 - ・ 犯罪防止に配慮した環境設計の推進

- 人身安全関連事案対策の推進
 - ・ 組織的な対応の推進
 - ・ 実戦的訓練等を内容とする研修会の開催
 - ・ 広報啓発活動の実施

【外部要素等】

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立

【課題】

- 令和5年度は前年比で放火以外の重要犯罪が増加。自主防犯活動の更なる促進と犯罪被害防止のため、犯罪情勢の分析や防犯情報の提供が必要
- 令和5年度は前年比で住宅対象侵入犯罪が増加。防犯性能の高い建物部品、防犯カメラの設置支援が必要
- 人身安全関連事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きく、依然として注視すべき実態であることを踏まえた対策の推進が必要

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

業績目標 2 現場執行力の強化

令和6年8月
生活安全企画課
人全事画課

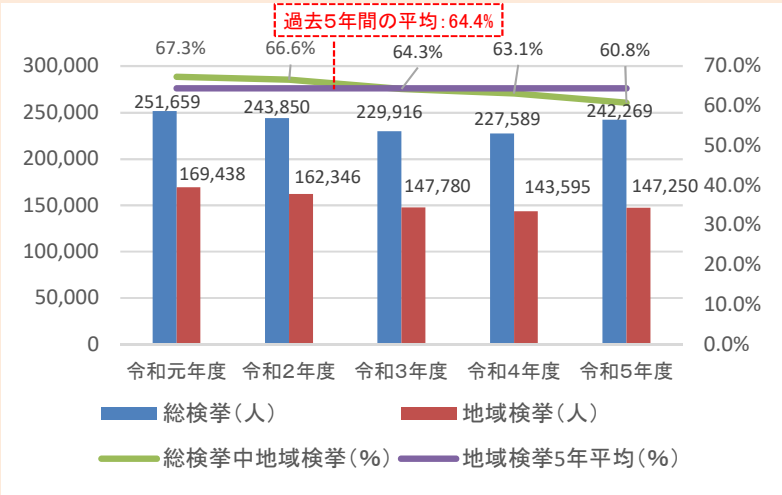
業績目標の説明

地域警察官をはじめとする第一線警察官の術科訓練の推進や装備の充実等により裏付けられる第一線警察組織の街頭活動及び初動警察活動の執行力の強化を図る。

【主な成果（指標・事例）】

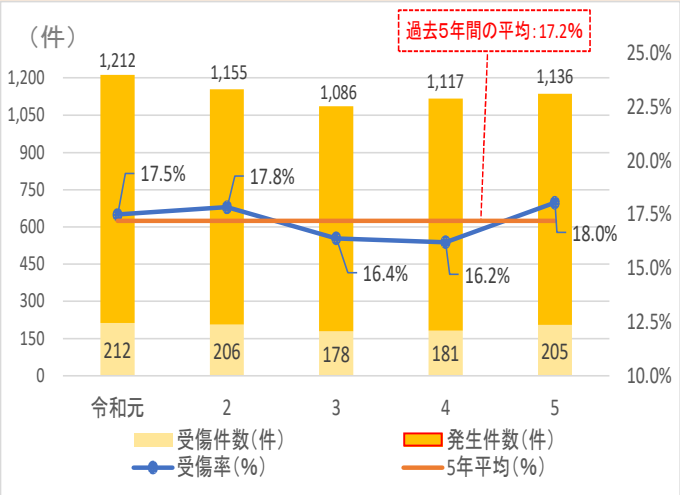
① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合（達成年：令和6年度）

達成目標：過去5年間の平均値と同水準を維持する。



② 公務執行妨害事案における受傷率（対地域警察官）（達成年：令和6年）

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。



③ 逮捕術等を効果的に用いた制圧事例等（達成年：令和6年）

達成目標：被疑者が凶器を使用した事案等において、逮捕術等を効果的に用いて、適切・的確な制圧を行う。

※ 術科訓練がより実戦に即した効果的なものになるよう、受傷事例を含む各種事例について検討・分析を行い、結果を第一線警察官の訓練内容等に反映

【取組】

- 職質技能の伝承、関係部門と連携し犯罪発生状況を踏まえた街頭活動・若手育成の推進
- 実戦に即した「総合対処法訓練」、「逮捕術訓練」の推進

【外部要素等】

- コロナ禍収束後の人流回復による地域警察活動への影響

【課題】

- 限られたリソースを有効活用するため、専務員と共同した街頭活動の推進や、中堅・ベテラン警察官の能力のブラッシュアップによる業務の効率化等による地域警察活動の更なる推進
- 令和5年中は、飲酒酩酊状態での犯行や殴打による受傷事案が多く見られることから、このような情勢を踏まえた指導教養の推進、事案に即した装備資機材の更なる活用による現場執行力の強化及び技能の習得に向けた逮捕術訓練・総合対処法訓練の更なる定着化

業績目標の説明

スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、子供の性被害を防止するための対策を推進する。

※ 本業績目標は、令和 5 年度の政策評価対象となっているため、「令和 5 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 5 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 5 年度実績評価書「課題」参照

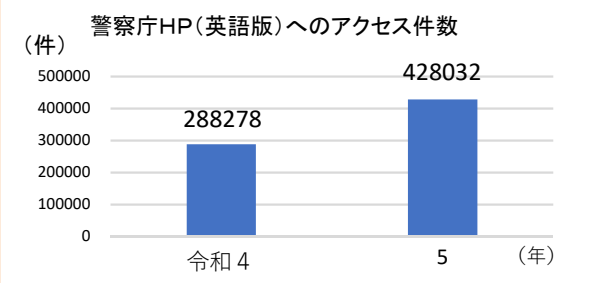
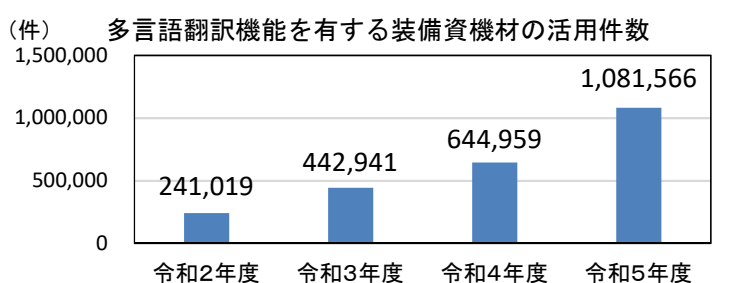
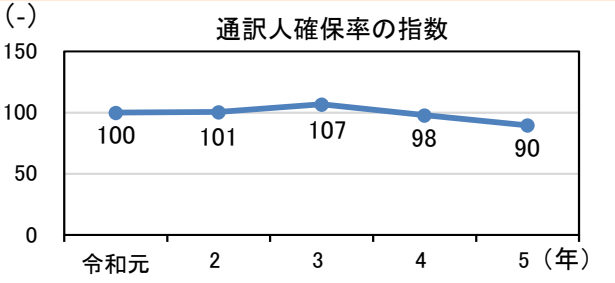
業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

業績目標の説明

今後、増加が見込まれる訪日・在留外国人を含む、日本語を母語としない外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備する取組を推進する。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 通訳人確保率（※1）の指数（令和元年を100とする。）
（達成年：令和6年）
達成目標：令和元年の値を上回る。
- ② 多言語翻訳機能（※2）を有する装備資機材の活用件数
（達成年：令和6年度）
達成目標：前年値を上回る。
- ③ 警察庁HP（英語版）へのアクセス数
（達成年：令和6年）
達成目標：前年値を上回る。



※1 在留外国人数に対する警察で確保した通訳人数の割合
（通訳人数は、部内通訳人（各都道府県警察から、通訳人として指定・登録を受けている警察職員）及び部外通訳人（都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人）の総数）

※2 ウクライナ語にも対応（R5.3～）

【取組】

- 部外通訳人の確保に向けた情報発信（警察庁HP及びX（旧Twitter）等のSNSの活用）並びに部内通訳人の育成及び能力向上
（事例：警察ホームページやYouTube動画等を活用した広報による部外通訳人の募集等）
- コミュニケーション支援のための資料・資機材の活用促進
（事例：多言語翻訳機能資機材を活用した外国人技能実習生との協同による通報受理訓練等）
- 警察での各種手続、情報発信等の多言語化の推進
（事例：遺失拾得、運転免許申請等の手続の多言語化、外国人雇用企業と連携した外国人労働者に対する安全講話の実施等）

【外部要素等】

- 訪日外国人旅行者数 令和5年：約2,507万人（令和6年1月暫定値）
- 在留外国人数 令和5年12月末：約341万人

※ 訪日外国人旅行者数（出典：日本政府観光局HP <https://www.jnto.go.jp>）

※ 在留外国人数（出典：出入国在留管理庁HP <https://www.moj.go.jp/isa/index.html>）

【課題】

- 令和5年中の訪日外国人数が、コロナ禍以降で最多を更新して令和元年（過去最高値）の8割程度まで回復し、在留外国人数が令和5年末で過去最高を更新するなどしており、今後も増加が見込まれる訪日・在留外国人等や、少数言語を使用する在留外国人等への対応

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上

令和6年度
捜査支援
分析
第1管
犯罪
課
官
官

業績目標の説明

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪等の検挙に向けた取組を推進する。

※ 本業績目標は、令和5年度の政策評価対象となっているため、「令和5年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和5年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和5年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和5年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和5年度実績評価書「課題」参照

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

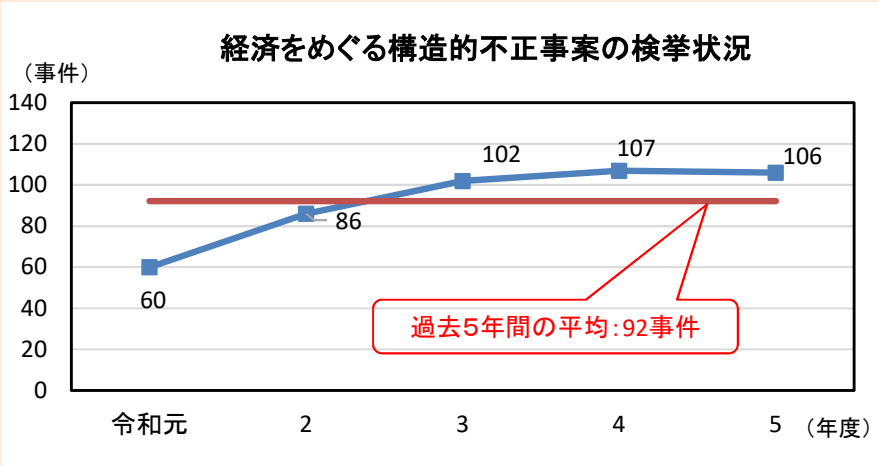
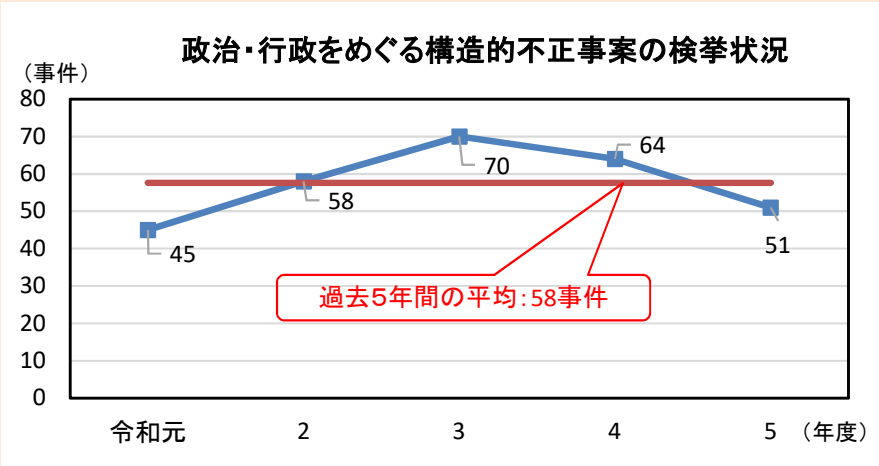
令和6年8月
捜査第2課

業績目標の説明

贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

【主な成果（指標・事例）】

政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）（達成年：令和6年度）
達成目標：過去5年間の平均並みの水準を維持する。



- 【取組】
- 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状及び問題点並びに捜査指揮についての研修の実施
 - 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用等を目的とした研修の実施
 - 政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした実戦的な会議の開催
 - 道府県警察に対する個別指導の実施

- 【課題】
- 政治・行政・経済の幅広い分野に潜在する様々な不正を的確に摘発するための端緒情報の収集・分析
 - 立証上重要となる客観証拠を早期に押収するためのスピード感のある捜査の実施
 - 捜査環境や社会情勢の変化に的確に対応するための捜査幹部の指揮能力向上
 - 各種情勢を踏まえた的確な選挙違反の取締り

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

令和6年8月
刑事支援分析管理官課
捜査支援助分析管理官課
犯罪鑑識官課
総務

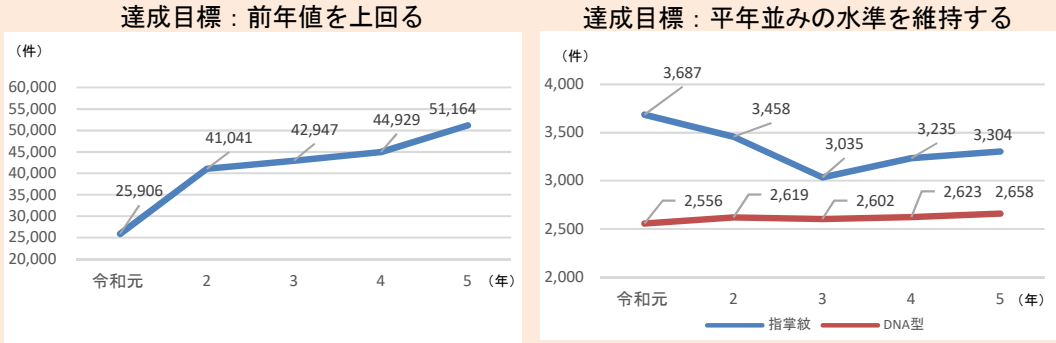
業績目標の説明

令和元年6月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された取調べの録音・録画制度の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進する。

捜査への科学技術の活用

【主な成果（指標・事例）】

- ① 令和6年中に検挙された捜査本部設置事件の起訴率 達成目標：高水準を維持する（令和5年中は約88%）（達成年：令和6年）
- ② 防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数（達成年：令和6年）
- ③ 遺留指掌紋・DNA型記録一致件数（達成年：令和6年）



【取組】

- 防犯カメラ画像を収集・分析するための体制の構築
- 科学技術を活用した捜査のための研究会等の実施
- 指掌紋・DNA型鑑定及びデータベースの活用 R6-17
- 遺留指掌紋・DNA型鑑定の基盤整備 R6-17

基本目標2
業績目標1
参照

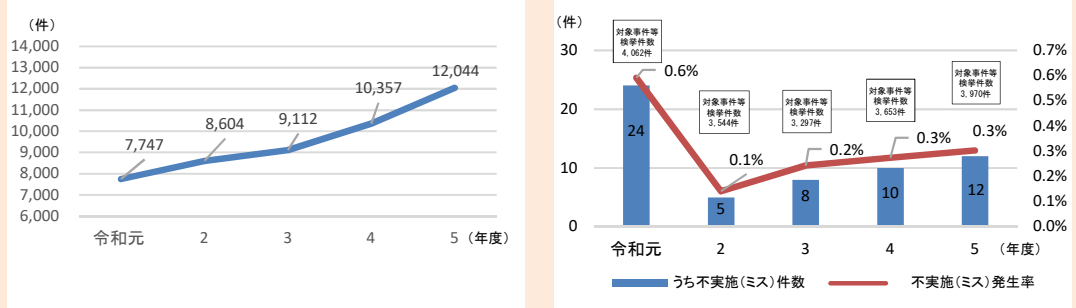
【課題】

- 匿名性、秘匿性の高い通信手段を利用した犯罪が発生するなど、犯罪の在り方が変化していることに加え、供述のみに依存しない客観証拠による的確な犯罪立証の重要性が増していることから、防犯カメラ画像捜査をはじめとした、客観証拠の収集・分析等を重視した緻密な捜査を一層推進する必要がある、捜査支援分析における後継者の育成等による人的基盤の強化や、他部門との連携による分析技術及び資機材の組織全体での有効活用による、捜査力向上を図ることが必要
- また、DNA型鑑定等に必要な資機材の持続的かつ計画的な整備や、AIを活用した鑑識業務の高度化・効率化等科学捜査力の向上のための研究基盤の強化を図ることが必要（例えば令和6年度は、指掌紋識別業務に関し、AIによる特徴点の抽出や照合等に関する実証実験を実施予定）

被疑者取調べの適正化等の適正捜査の推進

【主な成果（指標・事例）】

- ④ 監督対象行為の発生件数 達成目標：過去5年間の平均値を下回る（令和5年中は10件、過去5年間の平均値は11.6件）（達成年：令和6年）
- ⑤ 精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画^(※1)の実施件数^(※1) 犯罪捜査規範による努力義務（達成年：令和6年度）
達成目標：前年度並みの水準を維持する
- ⑥ 裁判員裁判対象事件等における録音・録画^(※2)不実施（ミス）発生件数^(※2) 刑事訴訟法による義務（達成年：令和6年度）
達成目標：不実施（ミス）の絶無



【取組】

- 適正捜査に関する巡回業務指導の実施
- 取調べ手法、録音・録画に関する指導・教養の実施
- 取調べ録音・録画機材の整備・仕様見直し

R6-21

【課題】

- 裁判員裁判対象事件等における録音・録画不実施（ミス）発生件数が増加傾向にあることから、録音・録画の適正な実施に関する指導・教養に加え、機器の操作ミスによる録音・録画の不実施を防止するため、録画開始ボタンの表示方法の変更やアラート機能の付与など機器の仕様見直しが必要

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

令和6年8月
組織犯罪対策第1課
組織犯罪対策第2課

業績目標の説明

犯罪組織をめぐる情勢としては、暴力団が対立抗争を繰り返し社会にとって大きな脅威となっているほか、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等の多種多様な資金獲得活動を行っていること等から、取締りの強化、犯罪収益の剥奪を行うなど、その人的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

※ 本業績目標は、令和5年度の政策評価対象となっているため、「令和5年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和5年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和5年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和5年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和5年度実績評価書「課題」参照

業績目標の説明

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。

※ 本業績目標は、令和 5 年度の政策評価対象となっているため、「令和 5 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 5 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 5 年度実績評価書「課題」参照

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

業績目標 3 国際組織犯罪対策の強化

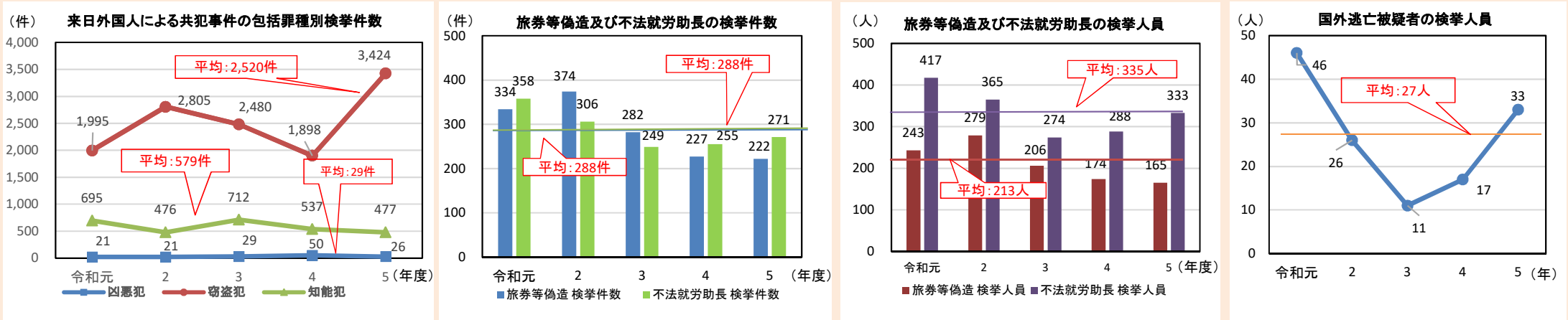
令和6年8月
国際捜査管理官

業績目標の説明

犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。

【主な成果（指標・事例）】（達成年：令和6年度）達成目標：過去5年間の平均並みの水準を維持する。

- ① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数
- ② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員
- ③ 国外逃亡被疑者（うち外国人）の検挙人員



➢ その他、「来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数」、「来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数」、「国外逃亡被疑者等の推移」、「国外所在被疑者の検挙人員」も主な成果（指標・事例）に設定

【取組】

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）に基づく取組の推進
- 新たに設置した組織的窃盗・盗品流通事犯対策推進ワーキンググループにおける議論を踏まえた実効的な対策の推進
- 専科教養、執務資料の発行等による、都道府県警察における国際組織犯罪捜査に関する知識・技能の向上

R6-59

【外部要素等】

- 外国人入国者数、在留外国人数、不法残留者数

【課題】

- 海外在住の指示役からの指示に基づき、本邦在留の実行役等が犯行に及ぶなどの国境を越えた組織的犯行が増加傾向
- SNSを通じて連絡を取り合うなどして犯行に及ぶなど、犯行手段・方法が多様化・巧妙化
- 国外逃亡被疑者等の増加のおそれ

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

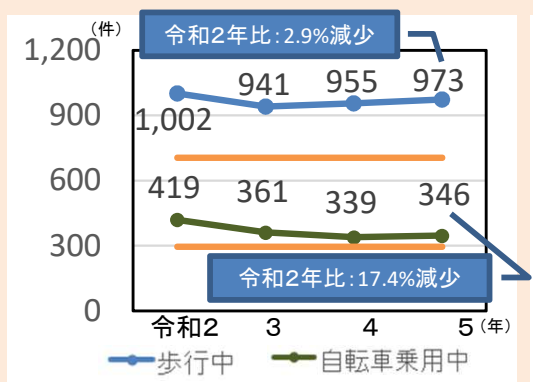
令和5年度
企業指針
月課課

業績目標の説明

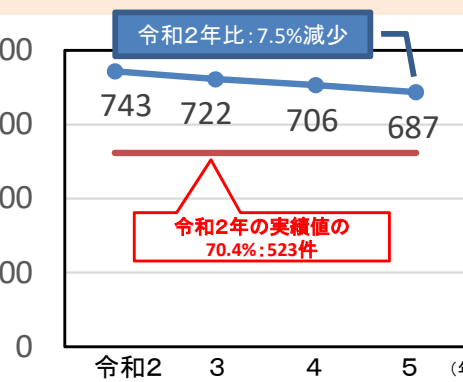
歩行者や自転車利用者・特定小型原動機付自転車利用者（以下「自転車利用者等」という。）の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者等の安全の確保を図る。

【主な成果（指標・事例）】 達成年：いずれも令和7年/ 達成目標：いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。

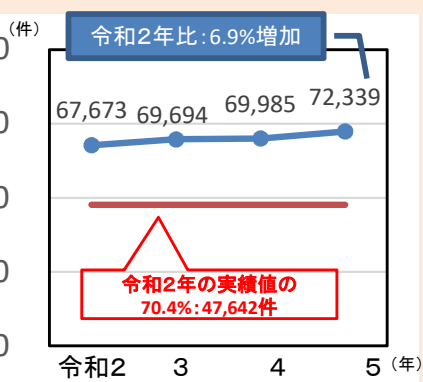
①歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数



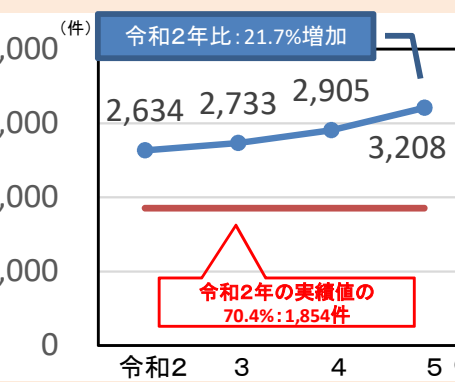
②歩行中の高齢者の交通事故死者数



③自転車関連事故件数



④歩行者と自転車との交通事故件数



【取組】

<交通安全教育等>

- 自転車利用者等に対する交通ルールの周知と交通安全教育の推進
- 横断歩行者に対する交通安全教育の推進
- 幼児・児童・高齢者に対する交通安全教育の推進
- 反射材用品等の普及促進

<自動運転関係>

- 自動運転の拡大に向けた調査研究

<指導取締り>

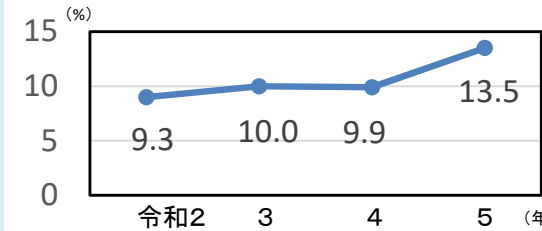
- 悪質・危険な交通違反に対する取締りの推進
- 速度違反自動取締装置の整備

<道路交通環境の整備>

- 生活道路対策及び幹線道路対策の推進
- 歩行空間のバリアフリー化
- 自転車の通行空間の整備

中間指標（自転車利用者のヘルメット着用状況）

自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率
達成目標：前年よりも向上させる



【外部要素等】

- 電動アシスト自転車の国内販売数

【課題】

- 令和5年に警察庁が実施したアンケート調査結果では、自転車の交通ルールを守らない理由について、「ルールをよく知らないから」との回答が約4割
- 自転車関連の死亡・重傷事故においては、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが多数
- 薄暮時間帯には、自動車と歩行者が衝突する事故が最も多く発生しており、事故類型別では、横断中が約8割を占めているほか、令和5年中の年齢層別通行目的別歩行中死者数のうち、65歳以上の夜間における「散歩」目的では、反射材未着用の者が占める割合が全体の96.8%
- 生活道路においては、幅員が狭く取締りスペースの確保が困難なケースが存在
- 令和5年中における状態別の交通事故死傷者数をみると、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.8倍

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

令和6年度
企業指規免
交通通転
令交交交運
8画導制許
月課課課

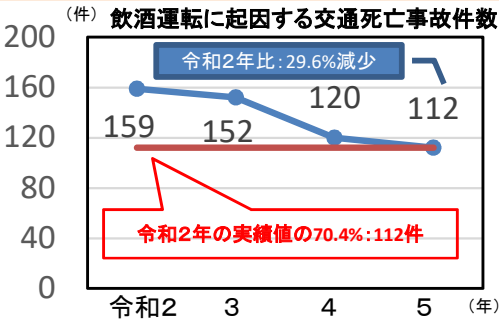
業績目標 2 運転者対策の推進

業績目標の説明

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

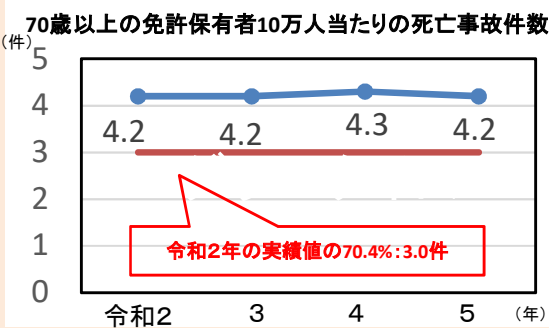
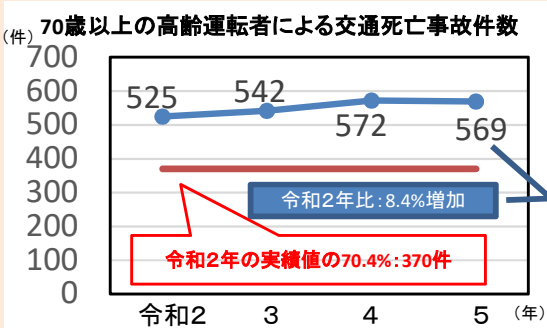
【主な成果（指標・取組）】 達成年:いずれも令和7年/ 達成目標:いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。

① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数



➢ その他、「無免許運転」・「最高速度違反」・「信号無視」・「歩行者妨害等」・「指定場所一時不停止」に起因する交通死亡事故件数も主な成果（指標・事例）として設定

② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数



【取組】

- 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発等の推進
- 携帯電話等使用等の「ながら運転」禁止に関する交通安全教育及び広報啓発等の推進
- 高齢運転者標識の普及促進
- 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等
- 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

- 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進
- 運転技能検査及び認知機能検査による交通の危険を生じさせるおそれのある者への対策
- 高齢運転者等への支援の実施
- 自動運転の拡大に向けた調査研究
- 自動運転に係る事故原因の適正な究明

【外部要素等】

- 高齢運転免許保有者数（70歳以上）

【課題】

- 飲酒運転による交通死亡事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転の根絶には依然として至っておらず、引き続き積極的な交通安全教育活動及び広報啓発活動等を行っていく必要
- 携帯電話等使用による死亡・重傷事故が近年増加傾向にあることから、携帯電話等使用等の「ながら運転」禁止に関する交通安全教育及び広報啓発等を推進する必要（新規）
- 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締り及び重大・悪質な交通事故事件の適正かつ緻密な捜査を推進する必要
- 高齢運転免許保有者数（70歳以上）は年々増加し続けており、かつ、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数についても70歳未満に比べ70歳以上は高い水準となっているなど、今後の高齢運転者による交通事故の増加の懸念
- 令和9年度末で電球式信号灯器の電球の生産が終了するため、早急に全ての信号灯器をLED化することが必要

業績目標の説明

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業の推進その他の施策により、道路交通環境を整備する。

※ 本業績目標は、令和5年度の政策評価対象となっているため、「令和5年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和5年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和5年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和5年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和5年度実績評価書「課題」参照

基本目標 5 国の公安の維持

業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

令和6年度
警察
第13
月課課課

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等（※1）を含む警備犯罪（※2）の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

- ※1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムや過激な大衆運動に伴う大規模暴動等
- ※2 国の公安又は利益にかかる犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種社会運動に伴う犯罪

※ 本業績目標は、令和5年度の政策評価対象となっているため、「令和5年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和5年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和5年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和5年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和5年度実績評価書「課題」参照

業績目標の説明

警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象(※1)及び警護対象者(※2)に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保する。

※1 天皇皇后両陛下、上皇上皇后両陛下及び皇族殿下方

※2 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安にかかることとなるおそれがある者

【主な成果（指標・事例）】

① 警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生状況（達成年：令和6年）
達成目標：違法行為を未然に防止し、警護対象者の身辺及び聴衆の安全を確保する。

○ 令和5年4月15日、和歌山県和歌山市内において岸田文雄内閣総理大臣に対する爆発物使用襲撃事件が発生。

→本件について、主催者等と緊密に協力した警護の実施、聴衆の安全確保のための取組の強化が課題として指摘された(「令和5年4月15日和歌山市内において実施された内閣総理大臣警護に係る警護上の課題と更なる警護の強化のための取組について」(令和5年6月警察庁))。

○ 上記事件以降、いずれの警護においても、警護対象者に対する違法行為の発生はなかった。

(参考)警護計画案審査件数

＼	令和4年(8月～12月)	令和5年
審査件数(件)	1,266	3,727

② 警衛実施中の御対象に対する違法行為の発生状況（達成年：令和6年）
達成目標：違法行為を未然に防止し、御対象の身辺及び歓送迎者の安全を確保する。

○ いずれの警衛においても、御対象に対する違法行為の発生はなかった。

なお、オンラインで御臨席されていた行事について、令和4年以降、地方の行幸啓やお成りが再開され、多数の歓送迎者による奉迎が行われた。

(参考)警衛実施件数

＼	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施件数(件)	3,846	1,688	1,478	1,999	2,804

【取組】

- 計画、実施段階における取組強化（警察庁による危険度の評価・警護計画案の事前審査、都道府県警察による現場指揮機能の強化、主催者との連携強化）
- 体制と教養訓練の充実・強化（警察庁・都道府県警察の警護体制の強化、体系的な教養訓練計画の策定、実戦的・高度な訓練の実施）
- 装備資機材の充実（防弾資機材をはじめとする装備資機材の拡充、先端技術を活用した資機材等の整備）
- 警衛の実施にあたっての事前調査、連携強化（関係機関との連携による御対象の御身辺の安全の確保、歓送迎者の雑踏等による事故を防止）
- ローン・オフエンダー等対策の強化（警備部門に司令塔を置き、一元的な情報集約、危険度評価、関係部門が連携した対策の実施）

【外部要素等】

- 衆議院議員補欠選挙（令和6年4月）、全国植樹祭（令和6年5月）、太平洋・島サミット（令和6年7月）、国民スポーツ大会（令和6年10月）国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭（令和6年10月）、全国豊かな海づくり大会（令和6年11月）

【課題】

- 警護については、主催者との連携や聴衆の安全確保の更なる強化が必要であり、警衛については、御対象のお出ましが増加している状況を踏まえた対策が必要

業績目標の説明

的確な災害警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。

※ 本業績目標は、令和 5 年度の政策評価対象となっているため、「令和 5 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 5 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 5 年度実績評価書「課題」参照

業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

業績目標の説明

諜報事案、北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、経済安全保障、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事象に的確に対処する。

【主な成果（指標・事例）】

① 北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出
事案等の対日有害活動等に係る事案の検挙状況（達成年：令和6年度）

【実績値（件）】

対北朝鮮措置に係る事件等の検挙状況

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2	2	0	1

達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動等に対する取組を推進する。

【対日有害活動に係る事案の具体的な検挙事例】
国立研究開発法人の中国人研究者が、営業秘密であった研究データを中国に流出させた不正競争防止法違反事件（令和5年6月警視庁が検挙）

② 国内における国際テロの発生状況（達成年：令和6年度）

達成目標：国内外の機関との情報交換をはじめとして、関係機関との連携を強化するなどして、国内における国際テロが未発生である現状を維持する。

実績：令和5年中、国内においては、国際テロの発生はなかった。

【取組】

- 必要な外国語能力を有する職員の確保を含めた体制の強化
- 国内外の関係機関との情報交換等の連携
- 宿泊施設等における本人確認の徹底等の官民連携の推進

【外部要素等】

- 訪日外国人旅行者数
- 在留外国人数
- 不法残留者数

【課題】

- 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化のため、情報収集・分析機能の強化に向けたこれまでの取組を加速するとともに、国際情勢の変化に伴う業務量の増加の状況を踏まえつつ、必要な外国語能力を有する職員の確保を含め、体制の更なる強化が必要
- 政府のインバウンド政策推進に伴い、訪日外国人旅行者数の大幅な増加が見込まれる中、水際対策を効果的に推進するために、関係機関との一層の連携が必要
- テロリストによる社会インフラの悪用を防止するため、官民一体となったテロに強い社会の実現を図ることが必要

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標 1 サイバー事案対策の推進

令和6年度企業調査課
サイバー技術検索解析課

業績目標の説明

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいることを踏まえ、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する。

※ 本業績目標は、令和5年度の政策評価対象となっているため、「令和5年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和5年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和5年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和5年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和5年度実績評価書「課題」参照

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

令和6年8月
サイバー企画課
サイバー捜査課
情報技術解析課
サイバーセキュリティ対策研究・
研修センター

業績目標の説明

サイバー事案が多発するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることを踏まえ、サイバー空間の脅威に的確に対処するための基盤となる、全国の都道府県警察等におけるサイバー事案捜査及び対策業務に従事する捜査員等の能力向上及び各種資機材の拡充強化を図るもの。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 全国規模専科及びサイバー捜査実務に係る専科修了者のアンケート結果（達成年：令和6年度）
達成目標：前年度の専科入校者本人による教養内容のアンケート評価の結果を基に、今年度の専科等におけるアンケート評価がより良いものとなるよう、教養内容や教養方針を検討する。
- ② 計画に基づき整備した資機材を活用した、サイバー事案の取締りの実施状況（達成年：令和6年度）
達成目標：最新の情報通信技術等を踏まえて整備した資機材を活用し、サイバー事案の取締りを行う。

【取組】

（人的基盤）

- 高度で専門的な知識・技術を有する人材を育成するための内部教養の実施 R6-47
- 民間委託教養の実施 R6-47
- 人材育成基盤装置を活用した効果的な教養の実施 R6-47
- サイバーコンテスト・サイバー事案対処能力検定の実施 R6-47
- アンケート調査を踏まえた各種教養等の質の向上、高度で専門的な知識・技術の習得意欲の向上に向けた各種取組の推進 R6-47
- 情報技術解析部門における人的・物的リソースを効果的・効率的に活用するための体制構築等の推進※ R6-47

※ 物的基盤の取組も含む

（物的基盤）

- 都道府県警察や地方機関等において運用する各種サイバーセキュリティ対策用資機材の着実な減耗更新 R6-45, 46
- サイバー空間の情勢に応じた新たな資機材等の増強 R6-45, 46

（その他）

- サイバー技術、知見を有する学術機関、民間企業との共同研究等の実施 R6-4

【課題】

- サイバー人材の需要高まりによる人材獲得競争の熾烈化に加え、高度で専門的な知識・技術を有する人材の育成には一定の時間が必要であることに
により、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するための体制確保は容易ではない
- サイバー空間をめぐる脅威の情勢は刻々と変化しており、その変化に的確に対応していくためには最新の情報通信技術等を踏まえた資機材の確保
と運用が必要
- AI等を利用したサイバー空間上に存在する偽情報・誤情報等への対策には、警察内部においてもAIを理解する人材の育成・確保が必要

基本目標 7 犯罪被害者等の支援の充実

令和 6 年 8 月
犯罪被害者等施策推進課

業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

業績目標の説明

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。

※ 本業績目標は、令和 5 年度の政策評価対象となっているため、「令和 5 年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な成果（指標・事例）】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「主な成果（指標・事例）」参照

【取組】

※ 令和 5 年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和 5 年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和 5 年度実績評価書「課題」参照

基本目標 8 警察活動の基盤の変化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

令和6年8月
技術企画課

業績目標の説明

警察が、必要な執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処するため、先端技術の積極的な活用や警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム（警察共通基盤）の整備等により、警察活動の高度化・合理化を推進する。

【主な成果（指標・事例）】

- ① 警察共通基盤システムの整備・運用
達成目標：警察における全国共通のシステムを整備し、警察活動を高度化する。
【達成年：令和6年度（運転者管理システム）
令和8年度（遺失物管理システム）】

- 警察共通基盤システムへの移行府県における運転免許更新手続の自動受付人数
- 警察共通基盤システムによる遺失届のオンライン受理件数

R5年度
3,586,864 人

R5年度
32,844件

- ② 警察行政手続のオンライン化の推進【達成年：令和7年度】
達成目標：国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察における事務処理の効率化を実現する。

- 警察行政手続サイトにおけるオンライン申請・届出件数

開始日	根拠法令/対象手続数	R3年度	R4年度	R5年度
R3.6.1	道路交通法関係（道路使用許可の申請等 3手続）	39,771	83,823	111,952
	警備業法関係（服装の届出等 2手続）	712	1,009	1,829
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係（責任者の選任の届出 1手続）	3,155	5,875	7,657
R4.1.4	道路交通法関係（安全運転管理者の選任の届出等 9手続）	4,655	28,841	26,562
	警備業法関係（廃止の届出等 3手続）	145	104	198
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律関係（小型無人機等の飛行に関する通報 1手続）	44	527	1181
	災害対策基本法等関係（緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出 1手続）	410	2,077	588
R5.1.4	道路交通法関係（制限外牽引許可の申請 1手続）	-	0	16
	警備業法関係（営業所の届出等 1手続）	-	78	623
	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律関係（申請書記載事項の変更の届出 1手続）	-	62	328
R6.1.4	古物営業法関係（仮設店舗における営業の届出 1手続）	-	-	3,271
合計		48,892	122,396	154,205

【取組】 R6-51

- ① 運転者管理システム及び遺失物管理システムの移行

警察共通基盤システムへの移行状況			
	R4年度移行完了	R5年度移行完了	計
運転者管理システム	4 府県	15 都県	19 都府県
遺失物管理システム	10 府県	10 県	20 府県

※運転者管理システム 移行完了：令和6年度（令和6年度：28道府県移行予定）
※遺失物システム 移行完了：令和8年度（令和6年度：10県移行予定）

- ② 警察行政手続サイトにおける各種手続きのオンライン化

警察行政手続サイトにおける オンライン化対応手続数【全24手続】	
令和3年6月1日	6 手続開始
令和4年1月4日	14手続追加
令和5年1月4日	3 手続追加
令和6年1月4日	1 手続追加

※令和7年度から警察行政手続オンライン化システムの運用が開始される予定であるところ、令和6年度は警察行政手続サイトへの手続の追加は行わない予定

【外部要素等】

- 個人を取り巻く情報環境の変化

【課題】

- 都道府県警察ごと、システムごとにプログラム・データ形式が異なっており、警察組織全体でのデータ利活用に制約がある
- 制度改正等の対応のためのプログラム改修作業が各都道府県警察において発生している
- 警察行政手続サイトについては、メール経由であるため、職員によるデータ移行作業が発生するなど改善に向けた検討事項あり
- 手数料の支払いを伴う申請は、窓口での手続が必要となる

業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

業績目標の説明

警察業務のデジタル化及び大規模災害の発生、警衛・警護、雑踏警備等に備えた警察情報通信基盤の強化を図る。

【主な成果（指標・事例）】

① 柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保（達成年：令和6年度）

達成目標：時代の変化に対応して、24時間365日いつでも警察活動を滞りなく行うため、情報伝達の要である「警察基幹通信網」、警察本部の通信指令室から警察署、パトカー、現場警察官との通信に使用する「移動通信システム」、民間技術を活用した「高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）」の維持管理及び高度化を図り、柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤を確保する。

①-1 警察基幹通信網（警察庁～警察本部～警察署）の稼働率（右表を参照）

達成目標：100%を維持する。

①-2 IPR形警察移動無線通信システムの稼働率（右表を参照）

達成目標：100%を維持する。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			単位	令和5年度
警察基幹通信網（警察庁～警察本部～警察署）の稼働率※ （計算式） 稼働率＝ $\{1-(\text{障害時間}/\text{総稼働時間})\} \times 100$	成果実績	%	99.9	99.9	99.9	99.9	IPR形警察移動無線通信システムの稼働率※ （計算式） 稼働率＝ $\{1-(\text{障害時間}/\text{総稼働時間})\} \times 100$	成果実績	%	99.9
	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0		目標値	%	100.0
	達成度	%	99.9	99.9	99.9	99.9		達成度	%	99.9

※小数点第2位以下切り捨て

② 災害、警衛、警護、雑踏警備、国境離島警備に係る機動警察通信隊の活動状況（事例）（達成年：令和6年度）

達成目標：大規模災害発生時のほか、警衛、警護、雑踏警備、国境離島警備において、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策や現場映像の撮影・伝送等の情報通信対策を的確に講ずる。また、撮影した映像を必要に応じて警察庁、首相官邸にも伝送し、政府の初動対応にも貢献する。



災害における被災状況等の情報収集活動



警衛・警護における
映像伝送機器の設置



警衛・警護における
現場映像の撮影・伝送



雑踏警備における
現場映像の撮影・伝送



国境離島警備における
衛星電話アンテナの設置

【取組】

- 警察情報通信設備等の保全・更新・整備 R6-55 R6-57
- 現行・次期PⅢの改修等対応
- 機動警察通信隊の対処能力の向上に向けた訓練の実施
- 警察大学校附属警察情報通信学校における専科教養の推進

【外部要素等】

- 通信事業者における障害発生
- 大規模災害の発生
- 警衛、警護、雑踏警備案件の有無

【課題】

- 警察情報通信基盤を24時間365日運用するために必要な機器の保全や老朽化等に伴う機器更新・整備に当たる必要
- 変容する日本社会の中で警察機能を維持・向上するため、将来の技術革新を見据えながら、政府施策に応じた高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の機能追加・改修が必要不可欠
- あらゆる災害現場・警備活動においても映像伝送等を的確に実施するため、機動警察通信隊の訓練を推進し、その対処能力の更なる向上を図る必要